

## 暫定ケアプランの取扱いについて

令和2年4月1日事務連絡 雲南広域連合介護保険課長通知

暫定ケアプランの取扱いについては、「介護制度改革 INFORMATION vol.80 平成18年4月改定関係 Q&A (vol.2) について」(平成18年3月27日厚生労働省介護制度改革本部通知)によるもののほか、以下の取扱いとする。

### 1.用語の定義

- (1) この取扱いにおいて「一連の業務」とは、居宅介護支援基準13条第2号から第11号及び介護予防支援基準第30条第6号から第11号に規定する業務のことをいう。
- (2) この取扱いにおいて「ケアマネジメント業務」とは、居宅介護支援基準第12条及び第13条並びに介護予防支援基準第29条及び第30条に規定する業務のことをいう。
- (3) この取扱いにおいて「サービス計画届出書」とは、居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書並びに介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書のことをいう。

### 2.暫定ケアプランが必要となる主な事由

- (1) 被保険者が新規に要介護(要支援)認定の申請を行い、認定結果が出るまでの間にサービスを利用する場合
- (2) 要介護者(要支援者)が区分変更申請を行い、認定結果が出るまでの間にサービスを利用する場合
- (3) 要介護者(要支援者)が更新申請を行い、認定結果が更新前の認定有効期間中に確定しない場合

### 3.暫定ケアプラン作成における留意事項

- (1) 認定結果が非該当となったときは、介護サービスに要する費用の全部または一部が自己負担になる場合があるため、あらかじめ利用者及びその家族に対し十分な説明を行うこと。
- (2) 要介護(要支援)認定は有効期間が申請日に遡って決定され、暫定ケアプランについても決定された要介護度等に基づき有効となることから、暫定ケアプランを作成する場合であっても、一連の業務を行うこと。
- (3) 暫定ケアプラン作成にあたっては、要介護又は要支援区分の認定結果を見込んだ上でサービス計画届出書を提出することとなっており、認定結果が暫定ケアプランの見込みと異なった場合(要介護区分・要支援区分をまたがる結果であったとき)、当

該月についてはセルフケアプランにより対応することとなる。

ただし、要介護1以上の認定結果を見込みながら、要支援1・要支援2の認定結果となった場合は、見込んでいた居宅介護支援事業者において介護予防サービス計画を作成することが可能であり、地域包括支援センターが一部委託を承認できる場合に限り、遡って対応できることとする。

したがって、認定結果が要介護・要支援のいずれになるか判断できない場合は、指定居宅介護事業者と地域包括支援センターが相互に連携を図り、暫定ケアプランを作成することで当該被保険者に対して給付がなされるよう、居宅サービス事業者及び介護予防サービス事業者の両方の指定を受けている指定居宅介護支援事業者が暫定ケアプランを作成することが適切と考えられる。

#### 4.認定結果に基づく対応

- (1) 想定していた要介護度等と認定結果が同一の場合
  - (ア) 暫定ケアプラン作成時に一連の業務を行い、かつ暫定ケアプランからケアプラン（認定後の本プラン）への移行に当たりサービス内容の変更をしない場合  
改めて一連の業務は不要である。ただし、必要事項を見え消しで訂正するなどにより、暫定ケアプランがそのままケアプランに移行したことが分かるようにすること。また、そのことについて利用者又はその家族に説明し、同意を得た上で、支援経過に同意を得た日付、相手方、確認方法（電話、面接等）等を記録すること。なお、支援経過への記録に代えて、再度同意の署名をもらうことでも差し支えない。
  - (イ) 暫定ケアプラン作成時に一連の業務を行い、かつ暫定ケアプランからケアプラン（認定後の本プラン）への移行に当たりサービス内容の変更をする場合  
認定結果後、速やかに一連の業務を行い、ケアプランの作成を適切に行う必要がある。
- (2) 想定していた要介護度等と認定結果が異なった場合
  - (例1) 要介護3と見込んで暫定ケアプランを作成⇒認定結果は要介護2
  - (ア) 暫定ケアプラン作成時に一連の業務を行い、かつ暫定ケアプランからケアプラン（認定後の本プラン）への移行に当たりサービス内容の変更をしない場合  
改めて一連の業務は不要であり、軽微な変更として取り扱うことができる。この場合は、暫定ケアプランの変更箇所を見え消しで変更した上で、第1表の余白等及び支援経過に軽微な変更として取り扱った理由等を記載すること。また、そのことについて利用者又はその家族に説明し、同意を得た上で、支援経過に同意を得た日付、相手方、確認方法（電話、面接等）等を記録すること。なお、支援経過への記録に代えて、再度同意の署名をもらうことでも差し支えない。
  - (イ) 暫定ケアプラン作成時に一連の業務を行い、かつ暫定ケアプランからケアプラン（認定後の本プラン）への移行に当たりサービス内容を変更する場合  
認定結果後、速やかに一連の業務を行い、ケアプランの作成を適切に行う必要がある。

(例2) 要支援2と見込んで暫定ケアプランを作成⇒認定結果が要介護1

- (ア) 暫定ケアプラン作成時に地域包括支援センターが一連の業務を行い、指定居宅介護支援事業所との連携を図らず、認定決定後に指定居宅介護支援事業所へ引き継ぎを行った場合

暫定ケアプランによりサービス利用がなされた、この場合の暫定ケアプランはセルフケアプランとみなし取り扱う。また、認定結果後に引き継ぎを受けた指定居宅介護支援事業者は速やかに一連の業務を行い、当該利用者に係るケアマネジメント業務を実施する。

- (イ) 暫定ケアプラン作成時に地域包括支援センターと指定居宅介護支援事業所とが連携を図り、指定居宅介護支援事業所が介護予防サービス事業者として一連の業務を行い、かつ暫定ケアプランからケアプラン（認定後の本プラン）への移行に当たりサービス内容の変更をしない場合

改めて一連の業務は不要であるが、指定居宅介護支援事業者として暫定ケアプランをもとにケアプラン（認定結果後の本プラン）を作成し、利用者及びその家族へ適切な説明と同意を得た上で、同意書の署名をもらう必要がある。なお、この際は速やかに申請日に遡った開始日を記載したサービス計画届出書を当該利用者が提出する必要がある。

- (ウ) 暫定ケアプラン作成時に地域包括支援センターと指定居宅介護支援事業所とが連携を図り、指定居宅介護支援事業所が介護予防サービス事業者として一連の業務を行い、かつ暫定ケアプランからケアプラン（認定後の本プラン）への移行に当たりサービス内容を変更する場合

認定結果後、速やかに一連の業務を行い、ケアプランの作成を適切に行う必要がある。なお、この際は速やかに申請日に遡った開始日を記載したサービス計画届出書を当該利用者が提出する必要がある。

(例3) 要介護2と見込んで暫定ケアプランを作成⇒認定結果が要支援2

- (ア) 暫定ケアプラン作成時に一連の業務を行い、かつ暫定ケアプランからケアプラン（認定後の本プラン）への移行に当たりサービス内容の変更をしない場合

改めて一連の業務は不要であるが、速やかに指定居宅介護支援事業所は地域包括支援センターへ情報提供を行うとともに、ケアマネジメント業務を受託するものとする。この場合、暫定ケアプランをもとに指定介護予防支援事業者としてケアプラン（認定後の本プラン）の作成を行い、利用者またはその家族に適切な説明と同意を得た上で、同意書の署名をもらう必要がある。なお、この際は速やかに申請日に遡った開始日を記載したサービス計画届出書を当該利用者が提出する必要がある。